

訪問看護 重要事項説明書（介護保険・医療保険兼用）

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 訪問看護事業者の概要

事業者名称	株式会社メディカル・ハンプ
事業者所在地	世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104
法人種別	株式会社
代表者名	内田 玉實
電話番号	03-3326-5409

2. 事業所の概要

事業所名称	メディカル・ハンプ訪問看護ステーション
指定番号	東京都指定 第 7195027 号(医療保険) 東京都指定 第 1367195027 号(介護保険)
所在地	世田谷区南烏山 5-23-11 エビスビル 1F
電話番号	03-3326-5409
サテライト稲城 所在地	稲城市東長沼 3109 ガーデンピア樹光 201
電話番号	042-401-6220

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、看護のサービスを提供し、利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保する事が出来るように支援する事を目的とします。

運営の方針

- (1) メディカル・ハンプ訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

4. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管 理 者	1 名		1 名
看 護 師	5 名以上	1 名以上	6 名以上
理学療法士	1 名以上		1 名以上
作業療法士	1 名以上		1 名以上
事 務 員	1 名以上		1 名以上

5. 営業時間

営業日・営業時間	月～金 午前9時～午後5時30分
休 日	土・日・12月30日～1月3日

※緊急時訪問看護加算契約利用者に対して24時間体制にて電話での御相談及び緊急時訪問を行います。

6. 営業地域

通常の営業地域	◇ 世田谷区；上祖師谷・祖師谷・千歳台・成城・喜多見・経堂・宮坂・砧・粕谷・船橋・八幡山・上北沢・桜上水・赤堤・北烏山・南烏山・給田の全域 松原4～6丁目 大蔵1～3丁目 桜丘2、5丁目 ◇ 杉並区；下高井戸・上高井戸全域 高井戸東1～2丁目・高井戸西1～2丁目・久我山1～2丁目 ◇ 狛江市；全域 ◇ 調布市；仙川町・緑ヶ丘・入間町・西つつじヶ丘・東つつじヶ丘・若葉町・菊野台・柴崎・国領・布田・染地・八雲台・佐須・小島町・調布ヶ丘・深大寺東町・深大寺南町・深大寺北町・深大寺元町・ ◇ 深大寺西町・野水 ◇ 三鷹市；北野・新川・中原
サテライト営業地域	◇ 稲城市全域 ◇ 狛江市全域 ◇ 調布市；上石原・下石原・多摩川・富士見町・布田・小島町・西原飛田給 ◇ 府中市；小柳町・押立町・是政・白糸台

7. サービス内容

サービスは、訪問看護師等がご本人・ご家族と話し合いながら、かかりつけの医師などと連絡をとり、看護計画を立てすすめていきます。

健康相談

- 健康のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍など）
- 特別な病状の観察と助言
- 心の健康のチェックと助言

認知症の看護

- 認知症のケアと相談
- 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援
- 悪化防止のケア
- 事故防止のケア

日常生活の看護

- 清潔のケア
- 食生活の援助
- 排泄のケア
- 療養環境の整備
- 寝たきり、床ずれ予防のためのケア
- コミュニケーションの援助
- 終末期の看護

検査・治療促進のための看護

- 慢性疾患（糖尿病・高血圧・肝臓病など）の看護と療養生活の相談
- 床ずれ、その他創部の処置
- 留置カテーテルなどの管理
- 服薬指導・管理
- その他、かかりつけの医師の指示による処置・検査

在宅リハビリテーション看護

- 体位交換、関節などの運動
- 日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行）
- 日常生活用具（ベッド・ポータブルトイレ・補聴器・車椅子・食器など）の利用相談

家屋改善のアドバイス

- 住宅改修時の相談（居室・廊下・居間・台所・浴室・洗面所・トイレ・階段・玄関・庭など）

精神・心理的な看護

- 不安な精神・心理状態のケア
- 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援
- 社会生活への復帰援助
- 事故防止のケア
- 服薬のケア

介護者の相談

- あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談
- 精神的支援

社会資源の使い方相談

- 区市町村の在宅ケア資源
- 近隣の民間企業・社会福祉協議会の資源
- その他、保険・医療・福祉・看護・介護の資源など

8. 利用料金

基本利用料として健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、メディカル・ハンプ訪問看護ステーション料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

(1) 指定訪問看護サービスの利用料金は別紙 利用料金表をご参照ください。

(2) 提供するサービスの利用について（介護保険）

①基本料金に対してサービス提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯の時間は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しになります。

②上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

③地域単価・訪問看護の人件費区分より基本単価10円に対して11.4円（本部：世田谷区）、11.05円（サテライト稲城：稲城市）となります。

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

④特別訪問看護指示について

医師の指示による頻回訪問が必要となった場合、主治医より特別訪問看護指示書が交付されます。交付された場合、指示期間（指示書1回交付につき最長2週間）医療保険からの給付サービスとなります。

(3) キャンセル料

前日午後5時までに申し出があった場合	無料
前日午後5時までに申し出がなかった場合	キャンセル料
当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	10,000円

- ◆ 当ステーションは24時間緊急対応できる体制を整えています。利用者の同意をいただいた場合には緊急時対応体制加算・その他必要な加算を算定させていただきます。

以下の加算について説明を受け同意します。

【介護保険】

- ☐ 緊急時訪問看護加算
- ☐ 特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）
- ☐ 口腔連携強化加算
- ☐ ターミナルケア加算

【医療保険】

- ☐ 24時間対応体制加算
- ☐ 特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）
- ☐ 在宅患者連携指導加算
- ☐ 訪問看護情報提供療養費（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
- ☐ 複数名訪問看護加算
- ☐ 訪問看護ターミナルケア療養費

☐同意する ☐同意しない

9. 保険外サービス

＜個人契約の訪問看護（保険外サービスの料金）＞

個人契約による訪問看護料			
看護師	30 分まで 6,000 円	60 分まで 11,000 円	90 分まで 15,000 円
理学療法士	20 分まで 4,000 円	40 分まで 7,500 円	60 分まで 10,000 円
※ 1 時間以上は延長とし、30 分増す毎に 3,000 円			
夜間・早朝は単価の 1.25 倍			
深夜は単価の 1.5 倍			
エンゼルケア処置 : 20,000 円			

10. 料金の請求及びお支払方法

利用料・その他の費用 の請求方法	毎月 15 日前後に前月分の請求書を発送いたします。
お支払方法	自動引き落とし：翌々月の 4 日に引き落としさせていただきます。（当日が土・日・祝日の場合は翌日）4 日に引き落としができない場合は、翌月次月請求分と合わせて引き落としさせていただきます。 お振り込み：請求書受け取り後 10 日以内にお振り込みをお願いします。誠に恐れ入りますが振込手数料は利用者様のご負担となります。
領収書の発行	◇次月請求書送付時に同封いたします。自動引き落としの場合、領収日は引き落とし日になります。 ◇領収書を早めにご希望の方はご連絡ください。
請求書の届け先 ※右記どちらかに○	下記ご住所 ・ ご利用者様 ・ 施設お預け お名前： （続柄： ） ご住所： 〒 電話番号： _____

11. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

ご利用者（ご家族） _____

主治医 _____

主治医連絡先 _____

1 2. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症および災害等に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症および災害等に係る研修を定期的（年1回以上）実施します。
- (3) 感染症および災害等が発生した場合、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者のご家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料が必要な場合は利用者の負担となります。）

1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 酒井美知子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

15. 身体拘束について

- (1) 事業所は原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止します。
- (2) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又はご家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- (3) 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化 委員会を設置します。
- (4) 定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施します。

16. 職員への心付けのお断わり

当事業所では、倫理規程により利用者、ご家族の方などからお心付けなどを受け取ることが禁じられておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

17. 苦情申し立て窓口

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の苦情相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。また区市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

社内相談窓口	訪問看護ステーション相談窓口	(電話) 03-3326-5409
		(受付時間) 午前9時~午後5時
		(担当者) 内田 玉實
外部苦情 申し立て機関	世田谷総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-5432-2850
	北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-6804-8701
	玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-3702-1894
	砧総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-3482-8193
	烏山総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-3326-6136
	杉並区介護保険 相談調整担当	(電話) 03-3312-2111
	三鷹市 健康保険福祉部 高齢者支援課	(電話) 0422-45-1151
	調布市 福祉健康部 高齢者支援室	(電話) 042-481-7321

	介護保険担当	
	狛江市 福祉総合相談	(電話) 03-3430-1111
	東京都国民健康保険 団体連合会	(電話) 03-6238-0177
	稲城市 高齢福祉課	(電話) 042-378-2111
	府中市福祉保健部 介護保険課	(電話) 042-364-4111

利用料金表

(1)介護保険 要介護 【本部】地域単価:1級地 1 単位 11.4 円

a.訪問看護師による訪問 ※准看護師が訪問した場合、所定の単位数の90/100に相当する単位数を算定

訪問時間	単位数	1 割	2 割	3 割
20分未満	314	359円	716円	1,074円
30分未満	471	537円	1,074円	1,611円
30分以上1時間未満	823	939円	1,877円	2,815円
1時間以上1時間30分未満	1,128	1,286円	2,572円	3,858円

b.理学療法士、作業療法士による訪問 ※理学療法士等の訪問は1回(284単位)を20分とし週6回まで利用可能

20分未満	294	336円	671円	1,006円
20分以上40分未満	588	671円	1,341円	2,011円
40分以上60分未満	794	906円	1,811円	2,716円

c.その他のサービスの加算料金

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
☐	特別管理加算Ⅰ(1月につき)	・気管切開(永久気管孔を含む)を行っている方 ・膀胱留置カテーテル・気管カニューレを使用している方 ・中心静脈栄養・経管(経鼻・胃ろう)栄養・自己導尿・腹膜透析を行っている方 ・数日間継続的に末梢点滴を行っている方 ・PTCD等のドレーン留置されている方	500	570円	1,140円	1,710円
☐	特別管理加算Ⅱ(1月につき)	・在宅酸素を行っている方 ・人工肛門・人工膀胱を造設している方 ・真皮を超える褥瘡のある方	250	285円	570円	855円
☐	緊急時訪問看護加算(1月につき)	利用者の同意を得て24時間体制で計画訪問以外に必要時、電話相談・緊急時訪問を行う事に対し算定	600	684円	1,368円	2,052円
☐	退院時共同指導加算(1回につき)	病院・介護老人保健施設に入院又は入所している利用者に対して主治医などと共同して在宅生活における必要な相談援助を行った場合に算定	600	684円	1,368円	2,052円
☐	看護・介護職員連携強化加算	痰の吸引・経管栄養等を実施する指定訪問介護事業所と連携し痰の吸引が必要な利用者に係わる計画の作成や、ヘルパーに対する助言等の支援を行った場合に算定	250	285円	570円	855円
☐	初回加算Ⅰ 退院当日(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院当日に初回の訪問看護を行った場合に算定	350	399円	798円	1,197円
☐	初回加算Ⅱ(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定	300	342円	684円	1,026円
☐	長時間訪問看護加算(1回につき)	所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行い、所要時間を通算した時間が1時間30分を超えている場合に算定	300	342円	684円	1,026円

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
☐	専門管理加算	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	250	285円	570円	855円
☐	口腔連携強化加算(1回につき)	口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関とケアマネジャーに評価結果の情報を提供した場合に算定	50	57円	114円	171円
☐	ターミナルケア加算	在宅で亡くなられたご利用者に対し、亡くなる14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定	2,500	2,850円	5,700円	8,550円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅰ (訪問時毎)	すべての看護師等に対して個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること	6	7円	14円	21円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅱ (訪問時毎)	すべての看護師等に対して個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること	3	4円	7円	11円
☐	看護体制強化加算Ⅰ (1月につき)	・前6ヵ月において実利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数の割合が50%以上であること ・前6ヵ月において実利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の割合が20%以上であること ・算定日が属する月の前12ヵ月において5名以上のターミナルケア加算を算定すること ・地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ・訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること	550	609円	1,216円	1,824円

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
☐	看護体制強化加算Ⅱ (1月につき)	・前6か月において実利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数の割合が50%以上であること ・前6か月において実利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の割合が20%以上であること ・算定日が属する月の前12か月において1名以上のターミナルケア加算を算定すること ・地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ・訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること	200	221円	442円	663円
☐	複数名訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て同時に2人の看護師等によって訪問看護を行った場合に算定(30分未満)	254	290円	579円	869円
☐		利用者の同意を得て同時に2人の看護師等によって訪問看護を行った場合に算定(30分以上)	402	459円	917円	1,375円
☐	複数名訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て同時に看護師等と看護補助者によって訪問看護を行った場合に算定(30分未満)	201	229円	459円	688円
☐		利用者の同意を得て同時に看護師等と看護補助者によって訪問看護を行った場合に算定(30分以上)	317	362円	723円	1,084円

定期巡回・臨時対応型訪問看護		単位数	1 割	2 割	3 割
定期巡回訪問看護	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 ※准看護師による訪問が1回でもある場合(98%) 要介護5の者の場合+800単位	2,961	3,376円	6,751円	10,127円
定期巡回訪問看護・准1		2,902	3,309円	6,617円	9,925円
定期巡回訪問看護・介5		3,761	4,288円	8,575円	12,863円
定期巡回訪問看護・准1・介5		3,702	4,221円	8,441円	12,661円

(2)介護保険 要支援 【本部】地域単価:1級地 1 単位 11.4 円

a.訪問看護師による訪問 ※准看護師が訪問した場合、所定の単位数の90/100に相当する単位数を算定

訪問時間	単位数	1 割	2 割	3 割
20分未満	303	346円	691円	1,037円
30分未満	451	514円	1,029円	1,543円
30分以上1時間未満	794	906円	1,811円	2,716円
1時間以上1時間30分未満	1,090	1,243円	2,486円	3,728円

b.理学療法士、作業療法師による訪問 ※理学療法士等の訪問は1回(284単位)を20分とし週6回まで利用可能

20分未満	284	325円	648円	972円
20分以上40分未満	568	648円	1,295円	1,943円
40分以上60分未満	426	486円	972円	1,457円

c.その他のサービスの加算料金

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
□	特別管理加算Ⅰ(1月につき)	・気管切開(永久気管孔を含む)を行っている方 ・膀胱留置カテーテル・気管カニューレを使用している方 ・中心静脈栄養・経管(経鼻・胃ろう)栄養・自己導尿・腹膜透析を行っている方 ・数日間継続的に末梢点滴を行っている方 ・PTCD等のドレーン留置されている方	500	570円	1,140円	1,710円
□	特別管理加算Ⅱ(1月につき)	・在宅酸素を行っている方 ・人工肛門・人工膀胱を造設している方 ・真皮を超える褥瘡のある方	250	285円	570円	855円
□	緊急時訪問看護加算(1月につき)	利用者の同意を得て24時間体制で計画訪問以外に必要時、電話相談・緊急時訪問を行う事に対し算定	600	684円	1,368円	2,052円
□	退院時共同指導加算(1回につき)	病院・介護老人保健施設に入院又は入所している利用者に対して主治医などと共同して在宅生活における必要な相談援助を行った場合に算定	600	684円	1,368円	2,052円
□	看護・介護職員連携強化加算	痰の吸引・経管栄養等を実施する指定訪問介護事業所と連携し痰の吸引が必要な利用者に係わる計画の作成や、ヘルパーに対する助言等の支援を行った場合に算定	250	285円	570円	855円
□	初回加算Ⅰ 退院当日(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院当日に初回の訪問看護を行った場合に算定	350	399円	798円	1,197円
□	初回加算Ⅱ(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定	300	342円	684円	1,026円

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
☐	長時間訪問看護加算(1回につき)	所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行い、所要時間を通算した時間が1時間30分を超えている場合に算定	300	342円	684円	1,026円
☐	専門管理加算	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	250	285円	570円	855円
☐	口腔連携強化加算(1回につき)	口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関とケアマネジャーに評価結果の情報を提供した場合に算定	50	57円	114円	171円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅱ(訪問時毎)	すべての看護師等に対して個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること	3	4円	7円	11円
☐	看護体制強化加算(1月につき)	前6ヵ月において実利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数の割合が50%以上であること ・前6ヵ月において実利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の割合が20%以上であること ・地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ・訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること	100	114円	228円	342円
☐	複数名訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て同時に2人の看護師等によって訪問看護を行った場合に算定(30分未満)	254	290円	579円	869円
☐		利用者の同意を得て同時に2人の看護師等によって訪問看護を行った場合に算定(30分以上)	402	459円	917円	1,375円
☐	複数名訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て同時に看護師等と看護補助者によって訪問看護を行った場合に算定(30分未満)	201	230円	459円	688円
☐		利用者の同意を得て同時に看護師等と看護補助者によって訪問看護を行った場合に算定(30分以上)	317	362円	723円	1,084円

(3)介護保険 要介護 【サテライト稲城】地域単価:3級地 1 単位 11.05 円

a.訪問看護師による訪問 ※准看護師が訪問した場合、所定の単位数の90/100に相当する単位数を算定

訪問時間	単位数	1 割	2 割	3 割
20分未満	314	347円	694円	1,041円
30分未満	471	521円	1,041円	1,562円
30分以上1時間未満	823	910円	1,819円	2,729円
1時間以上1時間30分未満	1,128	1,247円	2,493円	3,740円

b.理学療法士、作業療法士による訪問 ※理学療法士等の訪問は1回(284単位)を20分とし週6回まで利用可能

20分未満	294	325円	650円	975円
20分以上40分未満	588	650円	1,300円	1,950円
40分以上60分未満	794	878円	1,755円	2,632円

c.その他のサービスの加算料金

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
□	特別管理加算Ⅰ(1月につき)	・気管切開(永久気管孔を含む)を行っている方 ・膀胱留置カテーテル・気管カニューレを使用している方 ・中心静脈栄養・経管(経鼻・胃ろう)栄養・自己導尿・腹膜透析を行っている方 ・数日間継続的に末梢点滴を行っている方 ・PTCD等のドレーン留置されている方	500	553円	1,105円	1,658円
□	特別管理加算Ⅱ(1月につき)	・在宅酸素を行っている方 ・人工肛門・人工膀胱を造設している方 ・真皮を超える褥瘡のある方	250	277円	553円	829円
□	緊急時訪問看護加算(1月につき)	利用者の同意を得て24時間体制で計画訪問以外に必要時、電話相談・緊急時訪問を行う事に対し算定	600	663円	1,326円	1,989円
□	退院時共同指導加算(1回につき)	病院・介護老人保健施設に入院又は入所している利用者に対して主治医などと共同して在宅生活における必要な相談援助を行った場合に算定	600	663円	1,326円	1,989円
□	看護・介護職員連携強化加算	痰の吸引・経管栄養等を実施する指定訪問介護事業所と連携し痰の吸引が必要な利用者に係る計画の作成や、ヘルパーに対する助言等の支援を行った場合に算定	250	277円	553円	829円
□	初回加算Ⅰ 退院当日(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院当日に初回の訪問看護を行った場合に算定	350	387円	774円	1,161円
□	初回加算Ⅱ(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定	300	332円	663円	995円
□	長時間訪問看護加算(1回につき)	所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行い、所要時間を通算した時間が1時間30分を超えている場合に算定	300	332円	663円	995円

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
☐	専門管理加算	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	250	277円	553円	829円
☐	口腔連携強化加算(1回につき)	口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関とケアマネジャーに評価結果の情報を提供した場合に算定	50	56円	111円	166円
☐	ターミナルケア加算	在宅で亡くなられたご利用者に対し、亡くなる14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定	2,500	2,763円	5,525円	8,288円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅰ (訪問時毎)	すべての看護師等に対して個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること	6	7円	14円	20円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅱ (訪問時毎)	すべての看護師等に対して個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること	3	4円	7円	10円
☐	看護体制強化加算Ⅰ (1月につき)	・前6ヵ月において実利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数の割合が50%以上であること ・前6ヵ月において実利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の割合が20%以上であること ・算定日が属する月の前12ヵ月において5名以上のターミナルケア加算を算定すること ・地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ・訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること	550	609円	1,216円	1,824円

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
☐	看護体制強化加算Ⅱ (1月につき)	・前6か月において実利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数の割合が50%以上であること ・前6か月において実利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の割合が20%以上であること ・算定日が属する月の前12か月において1名以上のターミナルケア加算を算定すること ・地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ・訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること	200	221円	442円	663円
☐	複数名訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て同時に2人の看護師等によって訪問看護を行った場合に算定(30分未満)	254	281円	562円	842円
☐		利用者の同意を得て同時に2人の看護師等によって訪問看護を行った場合に算定(30分以上)	402	445円	889円	1,333円
☐	複数名訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て同時に看護師等と看護補助者によって訪問看護を行った場合に算定(30分未満)	201	223円	445円	667円
☐		利用者の同意を得て同時に看護師等と看護補助者によって訪問看護を行った場合に算定(30分以上)	317	351円	701円	1,051円

定期巡回・臨時対応型訪問看護		単位数	1 割	2 割	3 割
定期巡回訪問看護	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 ※准看護師による訪問が1回でもある場合(98%) 要介護5の者の場合+800単位	2,961	3,272円	6,544円	9,816円
定期巡回訪問看護・准1		2,902	3,207円	6,414円	9,621円
定期巡回訪問看護・介5		3,761	4,156円	8,312円	12,468円
定期巡回訪問看護・准1・介5		3,702	4,091円	8,182円	12,273円

(4) 介護保険 要支援

【サテライト稲城】地域単価:3級地 1 単位 11.05 円

a.訪問看護師による訪問 ※准看護師が訪問した場合、所定の単位数の90/100に相当する単位数を算定

訪問時間	単位数	1 割	2 割	3 割
20分未満	303	335円	670円	1,005円
30分未満	451	499円	997円	1,495円
30分以上1時間未満	794	878円	1,755円	2,632円
1時間以上1時間30分未満	1,090	1,205円	2,409円	3,614円

b.理学療法士、作業療法師による訪問 ※理学療法士等の訪問は1回(284単位)を20分とし週6回まで利用可能

20分未満	284	314円	628円	942円
20分以上40分未満	568	628円	1,256円	1,883円
40分以上60分未満	426	471円	942円	1,413円

c.その他のサービスの加算料金

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
☐	特別管理加算Ⅰ(1月につき)	・気管切開(永久気管孔を含む)を行っている方 ・膀胱留置カテーテル・気管カニューレを使用している方 ・中心静脈栄養・経管(経鼻・胃ろう)栄養・自己導尿・腹膜透析を行っている方 ・数日間継続的に末梢点滴を行っている方 ・PTCD等のドレーン留置されている方	500	553円	1,105円	1,658円
☐	特別管理加算Ⅱ(1月につき)	・在宅酸素を行っている方 ・人工肛門・人工膀胱を造設している方 ・真皮を超える褥瘡のある方	250	277円	553円	829円
☐	緊急時訪問看護加算(1月につき)	利用者の同意を得て24時間体制で計画訪問以外に必要時、電話相談・緊急時訪問を行う事に対し算定	600	663円	1,326円	1,989円
☐	退院時共同指導加算(1回につき)	病院・介護老人保健施設に入院又は入所している利用者に対して主治医などと共同して在宅生活における必要な相談援助を行った場合に算定	600	663円	1,326円	1,989円
☐	看護・介護職員連携強化加算	痰の吸引・経管栄養等を実施する指定訪問介護事業所と連携し痰の吸引が必要な利用者に係わる計画の作成や、ヘルパーに対する助言等の支援を行った場合に算定	250	277円	553円	829円
☐	初回加算Ⅰ 退院当日(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院当日に初回の訪問看護を行った場合に算定	350	387円	774円	1,161円
☐	初回加算Ⅱ(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定	300	332円	663円	995円

	項目	内容	単位数	1 割	2 割	3 割
☐	長時間訪問看護加算(1回につき)	所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行い、所要時間を通算した時間が1時間30分を超えている場合に算定	300	332円	663円	995円
☐	専門管理加算	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	250	277円	553円	829円
☐	口腔連携強化加算(1回につき)	口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関とケアマネジャーに評価結果の情報を提供した場合に算定	50	56円	111円	166円
☐	サービス提供体制強化加算Ⅱ(訪問時毎)	すべての看護師等に対して個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること	3	4円	7円	10円
☐	看護体制強化加算(1月につき)	前6か月において実利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数の割合が50%以上であること ・前6か月において実利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の割合が20%以上であること ・地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ・訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること	100	111円	221円	332円
☐	複数名訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て同時に2人の看護師等によって訪問看護を行った場合に算定(30分未満)	254	281円	562円	842円
☐		利用者の同意を得て同時に2人の看護師等によって訪問看護を行った場合に算定(30分以上)	402	445円	889円	1,333円
☐	複数名訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て同時に看護師等と看護補助者によって訪問看護を行った場合に算定(30分未満)	201	223円	445円	667円
☐		利用者の同意を得て同時に看護師等と看護補助者によって訪問看護を行った場合に算定(30分以上)	317	351円	701円	1,051円

(3)医療保険【本部、サテライト稲城共通】

(基本療養費＋管理療養費＋加算分)×負担割合となります

①基本料金

				金額	利用者負担額		
					1 割	2 割	3 割
□	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	正看護師	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目以降	正看護師	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		理学療法士・作業療法士		5,550円	555円	1,110円	1,665円
□	訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者) ※同一日3人以上の訪問	週3日目まで	正看護師	2,780円	278円	556円	834円
			准看護師	2,530円	253円	506円	759円
		週4日目以降	正看護師	3,280円	328円	656円	984円
			准看護師	3,030円	303円	606円	909円
		理学療法士・作業療法士		2,780円	278円	556円	834円
□	訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回		8,500円	850円	1,700円	2,550円
□	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	週3日目まで 30分未満	正看護師	4,250円	425円	850円	1,275円
			准看護師	3,870円	387円	774円	1,161円
		週3日目まで 30分以上	正看護師	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目以降 30分未満	正看護師	5,100円	510円	1,020円	1,530円
			准看護師	4,720円	472円	944円	1,416円
		週4日目以降 30分以上	正看護師	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円
□	訪問看護管理療養費(1日につき)	月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
		2日目以降		3,000円	300円	600円	900円

②各種加算

			金額	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
☐	24時間対応体制加算(1 月につき) 24時間体制で計画訪問時以外に必要時、電話相談・緊急時訪問を行うことに對し算定		6,800円	680円	1,360円	2,040円
☐	夜間・早朝訪問看護加算(18 時～22 時／6時～8時)		2,100円	210円	420円	630円
☐	深夜訪問看護加算(22 時～6 時)		4,200円	420円	840円	1,260円
☐	難病等複数回訪問看護加算 必要に応じて1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合に算定	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
☐		1日2回 同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
☐		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
☐		1日3回以上 同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
☐	緊急時訪問看護加算(1 日につき) 緊急の要請により訪問看護を行った場合に算定	月 14 日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月 15 日目以降	2,000円	200円	400円	600円
☐	長時間訪問看護加算(週 1 回まで) 特定疾病の方について1時間30分を超える訪問看護を行った場合に算定		5,200円	520円	1,040円	1,560円
☐	乳幼児加算(6歳未満)(1 日につき)	別に厚生労働大臣が定める者に該当する乳幼児への訪問看護を行った場合に算定	1,800円	180円	360円	540円
☐		上記以外の乳幼児への訪問看護を行った場合に算定	1,300円	130円	260円	390円
☐	医療 DX 情報活用加算(1 月につき) オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定		50円	5円	10円	15円
☐	特別管理加算Ⅰ(1月につき)	・気管切開(永久気管孔を含む)を行っている方 ・膀胱留置カテーテル・気管カニューレを使用している方 ・中心静脈栄養・経管(経鼻・胃ろう)栄養を行っている方 ・数日間継続的に末梢点滴を行っている方 ・PTCD等のドレーンを留置されている方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
☐	特別管理加算Ⅱ(1月につき)	・在宅酸素を行っている方 ・人工肛門・人工膀胱を造設している方 ・真皮を超える褥瘡のある方	2,500円	250円	500円	750円
☐	退院時共同指導加算(1 月につき) 病院・介護老人保健施設に入院又は入所している方に対して、看護師が主治医などと共同して在宅生活における必要な相談援助を行った場合に算定		8,000円	800円	1,600円	2,400円
☐	特別管理指導加算 上記の方で特別管理加算算定の方に加算		2,000円	200円	400円	600円
☐	退院支援指導加算 保険医療機関から退院した日に訪問看護を行った場合に算定		6,000円	600円	1,200円	1,800円
☐	在宅患者連携指導加算(1 月につき) 訪問医・歯科医・薬剤師等と連携し、療養上必要な指導を行った場合算定		3,000円	300円	600円	900円
☐	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 病状の急変時などに訪問医・歯科医・薬剤師・ケアマネ等と在宅でカンファレンスを行い必要な指導を行った場合に算定		2,000円	200円	400円	600円

			金額	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
☐	情報提供療養費	I : 本人・家族の同意を得て市区町村からの求めに応じて、必要な情報を文章で提供した場合に算定	1,500円	150円	300円	450円
☐		II : 本人・家族の同意を得て義務教育諸学校からの求めに応じて、必要な情報を文章で提供した場合に算定				
☐		III : 本人・家族の同意を得て在宅から保険医療機関等へ療養場所を変更する時に主治医へ必要な情報を文章で提供した場合に算定				
☐	看護・介護職員連携強化加算 介護福祉士等が、医師の指示の下に行われる行為(喀痰吸引等)を円滑に行えるよう必要な支援を行った場合に算定		2,500円	250円	500円	750円
☐	複数名訪問看護加算	正看護師+他の正看護師(准看護師除く)		4,500円	450円	900円
		正看護師+准看護師		3,800円	380円	760円
		正看護師+看護補助者	1日1回	3,000円	300円	600円
			1日2回	6,000円	600円	1,200円
			1日3回以上	10,000円	1,000円	2,000円
☐	ターミナルケア療養費	I 在宅でお亡くなりになられた方に対し、亡くなる14日以内に2回以上訪問看護を行った場合に算定	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
		II 特別養護老人ホーム等でお亡くなりになられた方に対し、亡くなる14日以内に2回以上訪問看護を行った場合に算定	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
☐	ベースアップ評価料(ベースアップ評価料算定期間に限り月1回算定) 勤務する看護師等を対象に賃金改善を行っている場合に算定		780円	78円	156円	234円

加算内容によっては利用者、家族の方の同意をいただくものもありますので、その際には再度ご説明させていただきます

令和 年 月 日

訪問看護の提供を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104

名称 株式会社 メディカル・ハンプ 印

説明者 所属 訪問看護ステーション

 所長 酒井美知子 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

 氏名 印

ご家族（代理人）住所

 氏名 印

個人情報の取り扱いについて

本事業所は、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への在宅サービスの提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。

この書面は、利用者及びご家族の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本事業所の基本的姿勢

本事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者のみなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 本事業所が保有する個人情報の利用目的

本事業所は、在宅サービスの申し込み、在宅サービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、在宅サービス記録・台帳の作成等といった在宅サービスの提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者のみなさまの個人情報は、在宅サービスの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答。
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保健施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプト提出
- ・ 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学会等の実習、研修への協力のため

3. 本事業所が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実地方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

株式会社メディカル・ハンプ

代表取締役 内田玉實

東京都世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104

TEL 03-3326-5409 FAX 03-3326-8430

上記の個人情報の取り扱いに関して同意しました。

令和	年	月	日
ご利用者名			
			印
ご家族者名 (続柄)			
			印 ()
			印 ()
			印 ()
			印 ()
			印 ()